レーダー又はその部分品

(4及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)

輸出令別表第1の10の項(11)、省令第9条第十三号 【規制除外が適用できるレーダー】

| 貝 10 41 . | | | パラメータシート 様式:9-13(規制除外) | | 1/1 | |
|---|-----------------------------------|--|--|-----------------|-----|--|
| 型及び銘柄: | | | DISTEC 2018.1.2. 年1月22日施行政省 | | | |
| 質問事項 | | 回答 | | 備考 | | |
| レーダーであって、次のいずれかに該当するもの 又はその部分品か? (1) 二次監視レーダー又はその部分品 (2) 民生用自動車レーダー又はその部分品 (3) 気象レーダー又はその部分品 (4) 国際民間航空機関の定める標準に準拠した 精測進入レーダー及びその部分品 (5) 航空管制用の表示装置 | (レ又は× □ (□ (; | ー 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | □ <u>いいえ</u>←判定結果欄へ | | | |
| 判 定 結 果 | | 非該当 | 様式9-13 □ を用いて 該非を 判定する | | | |
| 注1. パラメータシートには、資料(カタログ、仕様書等)を添付し、判定の根拠を明示すること。 注2. 規制除外が適用できないレーダーの場合は、本様式で判定せずに、様式:9-13を用いて判定すること。 注3. 貨物の該非にかかわらず、役務(プログラムその他の技術)が含まれている場合は、様式9T-2についても判定を行うこと。 | | | | | | |
| 注4. レーダー又はその部分品については、 併せて15項の判定が必要である。 検討の結果、以上のとおり相違ありません | 作成責任者: 会 社 名 所属・役職 フリガナ) | (作成年 | 年月日 年 | 月日 | ∃) | |
| | £ 名 s 話 | | | <u>印</u> (内線 | _) | |
| | | | | | | |